

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年11月6日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒久

同 針ヶ谷 健志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告準備書面（27）

（自民党・熊沢議員のケレス関連の支出について）

補助参加人自民党は、熊沢議員の「ケレス」に関する支出について、今般、新たな書面と書証を提出したので、若干の反論と補充をおこなう。

原告らは、原告準備書面（25）において、支出の不自然さについて5点を指摘したが、自民党はいまだに支出の合理性（必要性）を裏付ける立証をほとんどおこなえずにいる。以下、要点をまとめる。

ア 支出に関する経緯の不自然さ

自民党は、会社のパンフレット（丙C20号証）を提出した。同パンフレットによれば、同社は多数の大手企業との間に取引をおこなっているとのことであるが、原告が調査したところ同社が会社所在地で実働している形跡は存在しない（原告準備書面（16）23頁以下）。

自民党は、本件訴訟において、一部の支出について、「請求書」と「納品書」を提出した（丙C20、21号証）が、実働している企業であれば、受注した業務については定型的な見積書・納品書・請求書・領収書などの書類を発行し、過去の業務に関するそうした書類も保管しているはずである。ところが、自民党から

提出されたのは一部の支出に関するものにとどまっている。そのうえ、原告準備書面（25）（3頁）で述べたように、提出された「請求書」や「納品書」は、熊沢議員が当初提出した（手書きの）「領収書」とは全く異なる書式のものである。丙C20、21号証を見ると、どちらも2枚目の「請求書」と3枚目の「納品書」は複写式の書類であることがわかるが、通常、「領収書」も同時に複写できるようになっているはずである。ところが、こうした領収書はまったく提出されず、手書きの領収書を作成して交付した、というのは事業者の振る舞いとしてどう考えても不自然である。自民党は、こうした不自然さの指摘にもかかわらず、一向に合理的な説明をおこなわない。

イ 封筒が提出されない

自民党からは「印刷した」とする封筒が今なお提出されていない。

ウ 封筒を印刷した理由について

自民党によれば、熊沢議員は「封筒を切らすことがないよう」、大量の封筒を用意していた、とのことであるが、具体的な必要性がないにもかかわらず、「切らすことがないように」というだけの理由で、大量の封筒の印刷費を政務調査費・政務活動費から支出することが許されるはずはない。こうした支出について、支出の必要性を認める余地はない。

エ 封筒の使途について

自民党は封筒の使途について何らの立証もおこなっていない。大量のチラシを配布する場合、業者に依頼してポスティングをおこなうことになるが、原告準備書面（24）で述べたように、ポスティングのための支出の時期は封筒の印刷時期と完全にずれている。この点について自民党は、「政務活動費支給額を超える支出であると判断し（た）」などと主張しているが、自民党は支給額を優に超える「支出」を計上していることと矛盾する。また、支給額を超えるか否かは年度末になってはじめて判明する事柄であり、少なくともそれまでの間の支出を「計上しない」ということはありえないが、同議員は年度末に至る前の時期にもポスティングの支出をほとんど計上していない。このことからすると、同議員は業者に委託した配布をほとんどおこなっていなかったと認めるほかない。

そもそも、封筒の使途は市政報告の配布だけに限られない。原告準備書面（25）で述べたように、議員の政党活動、後援会活動、選挙活動のためにも封筒は

使用されるのである。こうしたなかで封筒代の支出について政務調査・政務活動との合理的関連性を認めるためには、封筒が政務調査・政務活動のために使われたと認められることが必要となるが、自民党はこの点について何らの主張立証をおこなっていない。それどころか、今回提出した準備書面（８）では「支援者が手配りしている」との主張もおこなっており（１頁）、こうした主張からは封筒が後援会活動のためにも用いられたことがうかがえる。

オ J17-650の支出について

同議員がおこなった平成29年12月4日の1万枚の封筒代の支出（J17-650）は、町田市市議会議員選挙の直前の時期におこなわれたものである。同議員も同選挙に立候補していたが、仮に落選した場合には政務活動をおこなえなくなる立場にあったにもかかわらず、1万枚という大量の封筒を印刷したのは、同議員は選挙活動のために用いる目的で封筒を印刷したからにはほかならない。使途基準は選挙活動に伴う経費を「支出できない」と定めており、上記支出はその点でも違法である。

以 上